来るべき "脱炭素社会"を展望する

地方公共団体実行計画策定・ 実施マニュアルについて

遊谷 潤

環境省 大臣官房 環境計画課 課長補佐

渥美 元規

環境省 大臣官房 環境計画課 地域循環共生圏推進室 地域政策係長

1. 地方公共団体の 気候変動対策を巡る動向等

2015年にパリで開催された『国連気候変動枠組条約第21回締約国会議』(COP21)では、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて $2 \, \mathbb{C}$ より十分低く保つとともに、 $1.5 \, \mathbb{C}$ に抑える努力を追求すること」などを掲げた。

また、2021年10月から11月にかけて、英国・グラスゴーにおいてCOP26が開催された。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求める内容となっており、特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されている。

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの

削減目標を2013年度比46%削減することと し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け ていく旨が公表された。

また、2021年5月、『地球温暖化対策の 推進に関する法律の一部を改正する法律』 (以下、改正地球温暖化対策推進法)が成立 し、2050年カーボンニュートラルが基本理 念として法に位置づけられることとなった。

さらに2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において『地域脱炭素ロードマップ』が決定された。地域脱炭素ロードマップでは、5年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することで、2030年度までに少なくとも100カ所の「脱炭素先行地域」をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国津々浦々で実施することとしている。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の 閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行わ れた。改定された地球温暖化対策計画では、 2050年カーボンニュートラルの実現に向け て気候変動対策を着実に推進していくこ と、中期目標として、2030年度において温 室効果ガスを2013年度から46%削減するこ とを目指し、さらに50%の高みに向け、挑 戦を続けていくという新たな削減目標も示 され、2030年度目標の裏付けとなる対策・

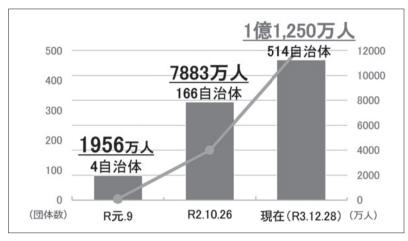


図1 ゼロカーボンシティ表明自治体数、人口の推移

施策を記載した目標実現への道筋を描いている。併せて、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府実行計画の改定も行われ、2030年度までに50%削減という新たな目標や、その目標達成に向けた施策が位置づけられた。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量 実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点 ではわずか4地方公共団体であったが、 2021年12月末時点においては514地方公共 団体と加速度的に増加している。なお、表 明地方公共団体の人口を、都道府県と市町 村の重複を除外して合計すると、1億1,000 万人を超える計算になる(図1)。

環境省としても、これまで以上に地方公 共団体の気候変動対策を積極的に支援して いくことにより、地域における脱炭素化の 推進を図っていく必要がある。

2. 地方公共団体実行計画制度の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という)第21条に基づき、都道府県及び市町村は、国の地球温暖化対策計画に即して、地球温暖化対策の推進のため

の計画(地方公共団体実行計画)の策定を 行うことが求められている。この「地方公 共団体実行計画」については、策定する内 容の違いから、「事務事業編」及び「区域 施策編」の2つに分けることができる。

2.1 「事務事業編」について

「事務事業編」は、地方公共団体自らの施設や事業からの温室効果ガスの排出削減等に関する計画であり、すべての地方公共団体に対して策定が義務づけられている。全国に多数存在する公共施設等からの排出削減を図ることは、我が国の温室効果ガス総排出量の削減を推進するうえでも重要であることに加え、地球温暖化対策の推進にあたっては、国や地方公共団体が率先して取り組むことが重要であり、とりわけ住民生活にとって身近な公共施設において様々な対策を進めていくことは、住民等の地球温暖化対策を進めていくことは、住民等の地球温暖化対策をリードすることにも繋がりうる。

原則として、地方公共団体が行うすべての事務事業が対象であり、対策の一例としては、外皮性能の向上や省エネ設備導入等による省エネ化、再エネ設備の導入、グリーン購入・グリーン契約の推進等が挙げられる。このため、策定にあたっては、すべての部局を巻き込んだ体制を整えること、と

生活と環境 令和4年1月号 17

りわけ管財部局や営繕部局などとの連携が 不可欠であり、公共施設等総合管理計画な ど関連する行政計画との連携を図っていく ことが必要である。

施策の推進にあたっては、温室効果ガスの削減だけでなく、光熱水費の削減、庁舎管理の高度化・効率化など、環境面以外のメリットも併せて創出していくことが重要である。例えば、地方公共団体が避難施設、防災拠点として位置づけている公共施設に再エネ設備と蓄電池などを併せて導入することで、平時はエネルギー利用の脱炭素化を図りつつ、災害等により大規模な停電が起きた際にエネルギー供給を可能とし、防災面でも役立つ施設とすることが可能である。

2.2 「区域施策編」について

「区域施策編」は、地方公共団体の区域 全体における排出削減対策等に関する計画 であり、住民・事業者による取組みも含む 計画である。すべての都道府県、指定都市 及び中核市(施行時特例市を含む)に対し て策定が義務付けられている。また、後述 する改正地球温暖化対策推進法において、 それ以外の市町村についても策定すること が努力義務となった。

具体的な策定内容としては、区域の自然 的条件に適した再生可能エネルギーの利用 促進、住民、事業者などの省エネルギ環 動の促進、都市機能の集約などの地域環 の整備、廃棄物等の発生の抑制の促進など に関する事項を盛り込むこととされて に関する事項を盛り込むこととされて が求められる。このため、区域施策研 にあたっては、区域や再生、人れた がまなどの区域の特性を整理し、検討して を基に重要である。また、地方公共 報を基に重要である。また、地方公共 域整備計画、低炭素まちづくり計画 公共交通網形成計画等の温室効果ガスの排出の量の削減等と関係を有する施策について、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われることが望ましい。

区域全体を対象とする施策を推進していくうえでは、事務事業編よりもさらに多るの関係者との連携、共同が必要不可欠である。先進的に取組みを進めている地方公会を活用しながら、気候変動対策を地域経済の解決にもといるように取り組んでいる。このことは、気候変動対策を推進するうえで、庁内の係部局や、住民や事業者等の地域の関係との円滑な合意形成を図っていくにあたっても非常に重要な点である。

3. 改正地球温暖化対策推進法の概要

本編では、特に地域の脱炭素化に向けた 改正内容について概説を行う。

3.1 改正の背景

地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が重要であるが、十分な地域環境への配慮がなされない、あるいは周辺住民等との合意形成を経ない形で再エネが導入されることにより、景観悪化や騒音等の環境トラブルや地滑り等の災害が発生(またはその懸念が周辺住民等の側に存在)し、再エネ設備の導入を条例で制限する自治体も急増している状況にある。

一方、地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存しているなか、地域の企業や地方自治体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネ等のポテンシャルを有効利用することは、地域の経済収支の改善につながる等のメリットが期待できる。

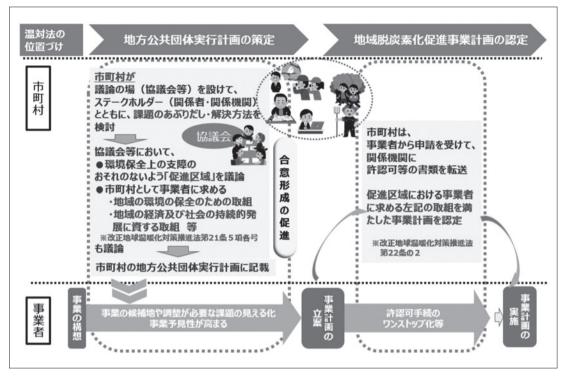


図2 改正地球温暖化対策推進法に基づく実行計画策定、事業認定の流れ

このため、地域へのさらなる再工ネ導入にあたっては、地域環境に適切に配慮するとともに、地域経済の活性化や防災等社会面の課題の解決にも貢献する事業とし、地域における合意形成を図りながら推進していくことが重要であり、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、区域の排出削減を一層促進するため、地域における合意形成を図りながら、地域の再エネ導入を促進していくための制度が創設されることとなった。

3.2 改正の内容

区域施策編において、地方公共団体が定める施策についてその実施目標を合わせて定めることが必要となった。条文上、これまでは施策ごとの目標は必須の記載事項ではなく、例えば、区域施策編において再エネ導入目標を設定している都道府県は約3割であったが、本改正により、区域の施策

推進を図っていくうえで有効と考えられる 再エネ導入目標等の施策目標の設定が行わ れていくことが期待される。

さらに、市町村が、地域経済・社会の持 続的発展に資する取組みや、地域の環境保 全に配慮した再エネ事業を認定する制度が 創設された。

具体的な制度の流れとして、市町村は実行計画において、地域脱炭素化促進事業(再工え施設等の整備とその他の地域の脱炭素化のための取組みを一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済・社会の持続的発展に資する取組みを併せて行うもの)の促進に関する事項を定めることとする。具体的には、促進区域、地域の環境の保全のための取組み、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組み等を定めるよう努めることとする。

次に、地域脱炭素化促進事業を行おうと する者は、事業計画を作成し、地方公共団

生活と環境 令和4年1月号 19

体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる。この認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化等の特例を受けることができる。

また、都道府県は、その実行計画において地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、地域脱炭素化促進事業について市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる。

これにより、地域課題の解決に貢献する 再エネ活用事業については、市町村の積極 的な関与のもと、地域内での円滑な合意形 成が図られやすくなるといった基盤が整う ことが期待される。環境省としては、地方 公共団体との連携のもと、本制度の活用を 通じ、地域に貢献する再エネ事業の拡大を 図っていく(図2)。

4. 地方公共団体実行計画策定・ 実施マニュアルについて

環境省では、毎年、全国の地方公共団体を対象に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を行っており、「地方公共団体実行計画」の策定状況等を調査し、地方公共団体の地球温暖化対策・施策への取組状況等を確認している。2020年10月時点においては、事務事業編は1,788団体中1,611団体が策定済である(策定率は90.1%)。また、区域施策編は585団体が策定済である(策定率は32.7%)。ただし、区域施策編については、策定義務のある団体の策定率は100%となっている。

計画を策定・改定していない理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため」「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」といった理由があげられている。

このため、地域における脱炭素化の取組

みを推進していくうえでは、地方公共団体の人員不足、専門的な知見の不足を補うことは大きな課題であり、環境省では各種の支援を行っており、その一つとして、地方公共団体実行計画の運用指針などをとりまとめた『地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル』を策定、公表している。

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)

『地方公共団体実行計画策定・実施マニュ アル』は、環境省が国の技術的助言として 地方公共団体に提供しており、「事務事業 編 | 「区域施策編 | それぞれにおいて作成 している。同マニュアルには、地方公共団 体実行計画の策定の意義や、目標設定方法、 検討体制、改定時のポイント等が記載され ており、「事務事業編」は本編に加えて、 全国の優良事例を集めた事例集や温室効果 ガス排出量の算定のための算定手法編、特 に小規模な地方公共団体の参考となるよう な「策定の手順」や「ひな形」をまとめた 簡易版を作成している。また、区域施策編 においても本編に加えて事例集、算定手法 編を作成している(後述するマニュアル改 定において、区域施策編についても簡易版 を作成する予定)。

5. 地方公共団体実行計画策定・ 実施マニュアルの改定について

先述のとおり、地方公共団体の地球温暖化対策をとりまく状況は大きく変化しており、また、改正地球温暖化対策推進法の円滑な施行に向けては、地域脱炭素化促進事業の促進・認定等に関する事項や、国方に対する助言等のあり方について幅広く専門的に検討し、その検討結果を『地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル』に反映する必要がある。これらの状況を踏まえ、地方公共団体における脱炭素の取組みを加速化するため、『地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル』の



実行計画マニュアル(事務事業編・本編)の構成

1 はじめに

地球温暖化対策を巡る動向、実行計画(事務事業編)による位置づけや効果など

2 事務事業編策定・実施の全体像

 事務事業編を策定する主体の説明、事務事業編策定・改定のためのスケジュール、 事務事業編の記載事項及び構成の例示など

3 事務事業編策定・改定のための体制の検討

PDCA推進のための体制構築・推進体制のポイントなど

4 事務事業編のPlan

政府実行計画 (案) を踏まえた対応等

基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握方法、温室効果ガス総排出 量に関する数量的な目標の検討方法、目標達成に向けた具体的な措置の検討 方法 など

5 事務事業編のDo

事務事業編における毎年のPDCAサイクル、個別措置におけるPCDCサイクルの説明など

6 事務事業編のCheck・Act

- 事務事業編のDoを踏まえた、計画見直し予定時期までの包括的な把握方法
- 事務事業編の改定要否の判断に留意すべきポイント

7 事務事業編の改定

- 実行計画(事務事業編)の改定にあたって配慮すべきポイント(基本的な事項、 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標、具体的な措置)
- 進捗管理の仕組みの検討 など

※網掛け部分が今回の主な改訂部分

実行計画マニュアル(区域施策編・本編)の構成

1 はじめに

区域施策編の位置付けの説明、実行計画(区域施策編)に求められる構成等の例示 地球温暖化対策計画(案)、改正地球温暖化対策

2 区域施策編の策定

推進法を踏まえた対応等

- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定の背景・意義の説明 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量の推計・要因分析(現況推計含 お)
- 区域施策縄で掲げる計画全体の目標(総量削減目標、その他の目標等)
 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

3 区域施策編の実施

実施プロセスの例示(PDCAサイクルによる見直しを適宜実施)

4 区域施策編の全体的な見直し及び改定

策定した対策についての進捗状況の点検・見直しに関する説明

5 付録

- 実行計画に関する基礎知識
- 地方公共団体が実施することが期待される施策例等

地域脱炭素化促進事業に関する項目

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関すること (促進区域等)
- 地域脱炭素化促進事業計画の作成
- 地域脱炭素化促進事業の認定 等

主に「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策 た改正地球温暖化対策 推進法の施行に関する校 討会」で議論

図3 『地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル』の全体像と主な改定部分

改定作業を現在進めている。

改定内容の検討にあたっては、二つの検討会を設置し、議論、整理を行った。「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」においては、改正地球温暖化対策推進法の施行に向けて、再エネの利用促進施策等についての目標設定や、地域脱炭素化促進事業の詳細設計にあたり、基本的なあり方・考え方を検討した。また、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」においては、改正地球温暖化対策推進法、改定後の地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、地方公共団体の計画策定や施策の実施に関する基本的な対応のあり方を検討した。

●地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策 推進法の施行に関する検討会:

https://www.env.go.jp/policy/council/51ontai-sekou/voshi51.html

● 地方公共団体実行計画策定・実施マニュ アルに関する検討会 https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/yoshi52.html

両検討会のとりまとめにおいては、地域 脱炭素化促進事業制度に関して、再エネ導 入目標や促進区域等の設定、地域の再エネ 導入に係る合意形成のあり方等についての 基本的考え方が示され、また、地球温暖化 対策計画の改定等を踏まえた地方公共団体 の目標設定や取り組むべき対策・施策、地 方公共団体における体制構築や関係行政機 関における役割などについての考え方が示 された。

今後、環境省としては、両検討会のとりまとめにおいて示された考え方を踏まえ、地方公共団体における、野心的かつ実効性があり、そして地域の様々な課題解決にも資する地球温暖化対策の一助となるような『地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル』の改定を行い、地方公共団体の脱炭素化に関する取組みを一層促進していく(図3)。